

小松加賀環境衛生事務組合職員の特殊 勤務手当に関する条例

平成 12 年 3 月 31 日
条 例 第 1 号

改正 平成18年 5 月 9 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小松加賀環境衛生事務組合一般職の職員の特殊勤務手当について、必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当

(清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第 3 条 清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当は、小松加賀環境衛生事務組合衛生センターの機器操作及び保守点検の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 800 円の範囲内で管理者が定める。

(特殊勤務手当の支給)

第 4 条 特殊勤務手当は、当月分を翌月の給料支給日に給料の支給方法に準じて支給する。

(規則への委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の小松加賀環境衛生事務組合の特殊勤務手当に関する条例第 3 条の特殊勤務手当の額 (以下「改正後の特殊勤務手当の額」という。)は、「800 円」を「1,100 円」に読み替えるものとする。

3 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間、改正後の特殊勤務手当の額は、

「800 円」を「900 円」に読み替えるものとする。